

# 秋田4期地区活性化計画

(変更)

秋 田 県

平成23年3月(当初)

平成24年3月(変更)

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	秋田4期地区活性化計画						
都道府県名	秋田県	市町村名	秋田市ほか7(6)市1町 (大館市、北秋田市、能代市、三種町、由利本荘市、大仙市、仙北市、横手市)	地区名	洞喰、カラムシ岱、吉田、下田平、芦崎、平沢、柴野、平根、山谷、高屋敷、三条川原、小神成太田、潟野十二峠、采南部	計画期間	平成23年度～平成25年度

**目標：**  
 農業生産基盤の整備により地域農業の生産性の向上と農業構造の改善による経営の効率化・安定化を図るとともに、これら生産基盤の整備を通じて地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図り、地域農業・農村の持続的な発展を目指す。  
 具体的な目標数値としては、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保面積を1地区(洞喰)で53.3ha、また地形図作成及び農用地等集団化を行う13(9)地区(カラムシ岱8、吉田1、下田平13、芦崎13、平沢2、柴野4、平根5、山谷5、高屋敷11、三条川原16、小神成太田37、潟野十二峠2、采南部6(数字は地区毎の担い手農家数))で基盤整備事業着手により区域内における担い手農家数142(87)人を維持・確保するとともに、農家経営の安定化を図り、農業従事者の定住を図る。  
 基盤整備事業(農業用排水施設整備)はH23年度に事業着手し、H25年度まで3カ年で事業を実施する。(活性化の計画期間内であって3年以内)  
 地形図作成は12(8)地区で実施し、H23年度着手7地区(カラムシ岱地区、吉田地区、平沢地区、柴野地区、平根地区、小神成太田地区、采南部地区)、H24年度着手5(1)地区(下田平地区、芦崎地区、山谷地区、三条川原地区、潟野十二峠地区)、農用地等集団化は13(9)地区で実施し、H23年度着手7地区(カラムシ岱地区、吉田地区、平沢地区、柴野地区、平根地区、小神成太田地区、采南部地区)、H24年度着手6(2)地区(下田平地区、芦崎地区、山谷地区、高屋敷地区、三条川原地区、潟野十二峠地区)となっており、実施後1～2年で基盤整備事業の着手を予定している。  
 評価については、すべての事業が終了する平成25年度末に第三者委員会を開催し委員の意見を聴いた上で、実施要綱第8及び実施要領第8に基づく事後評価と併せて、平成26年9月末までに報告し公表する。

## 目標設定の考え方

**地区の概要：**  
 本県は、本州北部、日本海側に位置し、東の県境に奥羽山脈、北の県境には世界遺産に登録された白神山地区、南の県境には鳥海山がそびえ、西には日本海が開ける風光明媚な地勢を有している。県土の総面積は11,636km<sup>2</sup>で、全国の都道府県では第6位の広さであり、13市9町3村(H23.2時点)からなっている。  
 本県では、県土面積の約13%にあたる151,300haが耕地として利用されており、耕地面積では全国第7位となっている。特に、雄物川、米代川、子吉川の三大河川の流域沿いの盆地や海岸平野には広大で肥沃な優良農地がひらけ、土地利用型農業には恵まれた条件を有している。

## 現状と課題

本県の農業の現状としては、認定農業者制度を活用しながら経営規模の拡大や多角化、複合化を進めるとともに、集落営農組織の法人化等による地域の自立的な発展を促進するなど、高い経営力を持つ農業経営体の育成が重要である。また、「農地・水・環境保全向上対策」については、全県で700を超える組織が共同活動に取り組んでおり、秋田の原風景を守り継ぐ県民運動として推進している。  
 一方、本県は高齢化率が全国トップレベルであることに加え出生率も全国最下位であり、農業生産基盤の整備を契機とした地域農業の担い手の確保・育成や農業構造の改革等による地域経済の活性化が課題となっており、定住等の促進に資する地域農業の振興を図るためにも生産基盤の整備を行う必要がある。

## 今後の展開方向等

本県の農業は、担い手の高齢化、若者の流出等による後継者不足により集落機能等の低下が懸念されている。  
 このため、区画整理などの生産基盤の整備を通じて新たな担い手や営農組織等を育成することにより農地の利用集積の促進を図るとともに、農業用排水路整備によるかんがい用水の安定確保や維持管理費等の軽減を図り、農業経営の効率化・安定化を目指す。また、これら生産基盤の整備を通じて地域農業の担い手の確保及び後継者の育成や集落営農組織の設立・法人化を推進することにより、米と野菜等の複合経営の確立による農業所得の向上を図り、地域農業・農村の持続的な発展を目指す。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大館市	洞喰	基盤整備(農業用排水施設)	洞喰地区土地改良共同施行	有	イ	
北秋田市	カラムシ岱	基盤整備(地形図作成)	北秋田市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	北秋田市	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H25~H30
北秋田市	吉田	基盤整備(地形図作成)	北秋田市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	北秋田市	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H25~H30
能代市	下田平	基盤整備(地形図作成)	能代市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	二ツ井町土地改良区	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H25~H30
三種町	芦崎	基盤整備(地形図作成)	三種町	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	三種町浜口土地改良区	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H26~H31
秋田市	平沢	基盤整備(地形図作成)	雄和中央土地改良区	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	雄和中央土地改良区	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H25~H30
由利本荘市	柴野	基盤整備(地形図作成)	由利本荘市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	内越土地改良区	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H25~H30
由利本荘市	平根	基盤整備(地形図作成)	由利本荘市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	鳥海町上川内堰土地改良区	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H25~H30

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大仙市	山谷	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H26~H31
大仙市	高屋敷	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H25~H30
		基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
大仙市	三条川原	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H26~H31
		基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
大仙市	小神成太田	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
		戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H25~H30
		基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
仙北市	潟野十二峠	基盤整備(農用地等集団化)	仙北市	有	イ	
		農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H26~H31
		基盤整備(地形図作成)	仙北市	有	イ	
横手市	栄南部	基盤整備(農用地等集団化)	横手市	有	イ	
		戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H24~H29
		基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当無し					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当無し				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

本活性化計画の推進に当たっては、市町村及び関係土地改良区との連携はもとより市町村等で構成する地域担い手育成総合支援協議会と連携し、地域の担い手農家への支援・指導を強化する。

### 3 活性化計画の区域

秋田4期地区(秋田市ほか7(6)市1町) 区域面積 2,385.4(1,964.7)ha

本計画の区域面積を計画事業14(10)地区の区域面積の総計とする。

#### 区域設定の考え方

##### ①法第3条第1号関係:

区域面積 2,385.4(1,964.7)haのうち農林地面積は2,165.6(1,823.9)haで、農林地率は90.8(92.8)%となり、80%以上を占める。  
区域内の全就業者数に対する農林漁業従事者の割合は33.6(40)%となっており、5%以上になっている。

	区域面積	農林地面積	農林地率	全就業者数	農林漁業従事者数	割合
洞喰	134.0	125.0	93.3%	253	173	68.4%
カラムシ岱	55.5	53.5	96.4%	102	35	34.3%
吉田	145.0	135.0	93.1%	104	29	27.9%
下田平	280.0	269.0	96.1%	243	168	69.1%
芦崎	80.0	65.0	81.3%	236	169	71.6%
平沢	670.0	634.0	94.6%	381	210	55.1%
柴野	150.0	110.0	73.3%	482	52	10.8%
平根	100.0	90.0	90.0%	211	80	37.9%
山谷	115.7	108.7	93.9%	116	39	33.6%
高屋敷	96.5	90.0	93.3%	60	29	48.3%
三条川原	150.0	100.0	66.7%	1,411	189	13.4%
小神成太田	230.0	226.3	98.4%	407	125	30.7%
潟野十二峠	75.0	68.0	90.7%	81	64	79.0%
茶南部	103.7	91.1	87.8%	224	87	38.8%
計	2,385.4	2,165.6	90.8%	4,311	1,449	33.6%

##### ②法第3条第2号関係:

区域内の農業就業人口の減少及び65歳以上の高齢化割合が高いことから、定住等の促進に資する農業の振興を図るため農業生産基盤の整備が必要な区域である。  
農業集合人口の減少及び65歳以上の割合は次のとおり。

	農業就業人口の減少		
	H17	H22	減少率
洞喰	196	173	11.7%
カラムシ岱	42	35	16.7%
吉田	30	29	3.3%
下田平	248	168	32.3%
芦崎	203	169	16.7%
平沢	215	210	2.3%
柴野	60	52	13.3%
平根	92	80	13.0%
山谷	69	39	43.5%
高屋敷	32	29	9.4%
三条川原	208	189	9.1%
小神成太田	132	125	5.3%
潟野十二峠	79	64	19.0%
茶南部	96	87	9.4%
計	1,702	1,449	14.9%

	高齢化割合		
	人口	65才以上	高齢化率
洞喰	336	105	31.3%
カラムシ岱	207	66	31.9%
吉田	215	103	47.9%
下田平	411	246	59.9%
芦崎	353	118	33.4%
平沢	690	221	32.0%
柴野	858	214	24.9%
平根	376	127	33.8%
山谷	247	15	6.1%
高屋敷	105	32	30.5%
三条川原	3,340	1,136	34.0%
小神成太田	688	135	19.6%
潟野十二峠	167	47	28.1%
茶南部	374	110	29.4%
計	8,367	2,675	32.0%

##### ③法第3条第3号関係:

都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域は含まない。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画目標である農業用排水施設等の機能の確保面積については、計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により、条件整備された農地面積を集計する。また、担い手農家数については、各地区毎に市町村担当部局からの担い手認定農業者数の報告を集計するとともに、担い手農家数の内訳として新規就農者や新たな担い手農家数を把握する。なお、集落営農組織や農業生産法人等の場合は、当該経営体のオペレーターなどの専従職員（農業従事者）を担い手農家としてカウントする。

評価内容の妥当性については、活性化計画の最終年度である平成25年度末に県第三者委員会の意見を聴いた上で、実施要綱第8及び実施要領第8に基づく事後評価と併せて、平成26年の9月末までに結果を報告し公表する。